

◆令和3年度 3号認定子ども（3歳未満児）の保育料◆

※令和元年10月1日～

階層区分		保育料（給食費含む）		備考	
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯		0円	0円	
B1	市町村民税非課税ひとり親世帯等		0円	0円	
B2	市町村民税非課税ひとり親世帯等以外		0円	0円	
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,950円	▲
		ひとり親世帯等以外	9,000円	8,900円	●
D1	市町村民税所得割課税額3,000円未満	ひとり親世帯等	5,000円	4,950円	▲
		ひとり親世帯等以外	11,000円	10,900円	●
D2	市町村民税所得割課税額3,000円以上12,000円未満	ひとり親世帯等	6,850円	6,750円	▲
		ひとり親世帯等以外	13,700円	13,500円	●
D3	市町村民税所得割課税額12,000円以上12,100円未満	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	▲
		ひとり親世帯等以外	18,700円	18,400円	●
	市町村民税所得割課税額21,000円以上12,100円以上	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	▲
		ひとり親世帯等以外	18,700円	18,400円	
D4	市町村民税所得割課税額21,000円以上39,000円未満	31,501円未満のひとり親世帯等	9,000円	9,000円	▲
		上記以外	23,000円	22,700円	
D5	市町村民税所得割課税額39,000円以上57,000円未満		28,000円	27,600円	
D6	市町村民税所得割課税額57,000円以上75,000円未満		32,000円	31,500円	
D7	市町村民税所得割課税額75,000円以上93,000円未満		35,500円	34,900円	
D8	市町村民税所得割課税額93,000円以上123,300円未満		38,500円	37,900円	
D9	市町村民税所得割課税額123,300円以上255,100円未満		42,500円	41,800円	
D10	市町村民税所得割課税額255,100円以上351,400円未満		48,000円	47,200円	
D11	市町村民税所得割課税額351,400円以上		62,000円	61,000円	

※4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※この表の「3歳未満児」とは、当該年度の4月1日現在において3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中の保育料は3歳未満児として適用します。

※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については、【年少扶養(16歳未満の子ども)の数×22,800円】を控除した金額で保育料を決定します。

※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者（祖父母等）の課税額で保育料を算定する場合があります。

※修正申告により年度途中で市町村民税所得割課税額の更正があった場合は保育料を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度（4月～翌年3月）に限り遡って適用します。前年度以前の保育料の変更は行いません。

（裏面へ）

<各種負担軽減措置について>

備考▲の世帯

- ・生計を一にする最年長の子どもから2人目以降は無償になります。

備考●の世帯

- ・生計を一にする最年長の子どもから2人目は半額になります。
- ・生計を一にする子が3人以上いる世帯は、3人目以降が無償になります。

上記以外の世帯

- ・兄弟姉妹が同時に入園している場合は、最年長の子どもから2人目が半額になります。
- ・18歳未満の子が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。
ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。

ア 対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第11条において読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき

イ 対象子どもの保護者の保育を必要とする事由が就労の場合で、次の要件を満たさないとき

(ア) 就労時間(休憩時間含む)が6時間以上、または保護者本人が社会保険に加入していること

(イ) 自営業で事業主以外の保護者にあつては専従者給与の支払いがあること

ウ 対象子どもの保護者の保育を必要とする事由が求職活動であるとき